## 富里市基盤整備事業補助金交付要綱

(平成19年3月30日告示第95号)

改正 平成22年1月26日告示第11号 平成25年3月25日告示第53号 平成28年3月28日告示第42号

平成31年3月29日告示第98号 令和4年3月18日告示第34号 令和5年3月14日告示第30号

(目的)

第1条 この要綱は、農業の振興を図るため、土地基盤整備の実施あるいは土 地改良区等が管理する幹線排水路の補修に要する経費に対し、補助すること を目的とする。

(補助対象者)

- 第2条 補助の対象者は、土地改良区等(以下「事業者」という。)とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、補助を受けようとする事業を行う者(法人その 他の団体にあっては、その役員等(業務を執行する社員、取締役、執行役若 しくはこれらに準ずる者、相談役、顧問その他の実質的に当該団体の経営に 関与している者又は当該団体の業務に係る契約を締結する権限を有する者を いう。以下同じ。))が次の各号のいずれかに該当する者であるときは、当 該事業は補助対象とならない。
  - □ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77 号。以下「法」という。) 第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力 団員」という。)
  - ② 次のいずれかに該当する行為(イ又はウに該当する行為であって、法令 上の義務の履行としてするものその他正当な理由があるものを除く。)を した者(継続的に又は反復して当該行為を行うおそれがないと認められる 者を除く。)
    - ア 自己若しくは他人の不正な利益を図る目的又は他人に損害を加える 目的で、情を知って、法第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」 という。)又は暴力団員を利用する行為
    - イ 暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを 知りながら、暴力団員又は暴力団員等が指定した者に対して行う、金品 その他財産上の利益若しくは便宜の供与又はこれらに準ずる行為
    - ウ 市の事務又は事業に関し、請負契約、物品を購入する契約その他契約 の相手方(法人その他の団体にあっては、その役員等)が暴力団員であ

ることを知りながら、当該契約を締結する行為

- 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者 (交付)
- 第3条 事業者が行う事業に要する経費に対し、富里市補助金等交付規則(平成19年規則第10号。以下「規則」という。)及びこの要綱に基づき、予 算の範囲内において補助金を交付する。

(補助対象経費、補助金額等)

第4条 補助の対象となる経費及び補助率等は、別表のとおりとする。

(交付申請)

- 第5条 事業者は、規則第5条の規定により補助金の交付の申請をしようとするときは、事業着手前に、補助金等交付申請書に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。
  - 1 事業計画書
  - 2 見積書
  - 案内図、工事位置図(交付の決定)
- 第6条 市長は、前条に規定する交付申請があった場合は、速やかに内容を審査し、適正と認めたときは、規則第8条の規定により事業者に通知するものとする。

(実績報告)

第7条 事業者は、補助事業が完了したときは、規則第15条の規定により事業完了の日から30日以内又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに市長に補助事業等実績報告書を提出しなければならない。

(交付額の確定)

第8条 市長は、前条に規定する実績報告があった場合、速やかに内容を審査 し、適当と認めたときは、規則第16条の規定により事業者に通知するもの とする。

(交付の請求)

第9条 事業者は、規則第18条の規定により補助金の交付を請求しようとするときは、補助金等交付請求書を市長に提出しなければならない。

(概算払の請求)

第10条 事業者は、規則第19条の規定により補助金を概算払又は前金払により交付を受けようとするときは、補助金等概算払(前金払)等交付請求書を市長に提出しなければならい。

(暴力団密接関係者)

第11条 規則第20条第1項第3号の市長が定める者は、第2条第2項第2号 又は第3号に該当する者(補助事業を行う者が法人その他の団体である場合 にあっては、その役員が同項各号のいずれかに該当する法人その他の団体) とする。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この告示は、平成19年4月1日から施行する。

(失効)

2 この告示は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

附 則(平成22年1月26日告示第11号)

この告示は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成25年3月25日告示第53号)

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成28年3月28日告示第42号)

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成31年3月29日告示第98号)

この告示は、公示の日から施行する。

附 則(令和4年3月18日告示第34号)

この告示は、公示の日から施行する。

附 則(令和5年3月14日告示第30号)

この告示は、公示の日から施行する。ただし、第34条の規定は、令和5年 4月1日から施行する。

## 別表 (第4条関係)

区分	補助対象経費	補助率
基盤整備事業費補助	土地基盤(区画整理、用排 水等)の整備に要する経費	
	土地改良区が管理する幹線 排水路の補修に要する経費	